

(凡例)	<span style="background-color: #e0e0e0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> : 対応中
	<span style="background-color: #ffff00; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> : 今回の提出資料にて対応
	<span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに含まれると考えるもの

【保2】濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設に係る保安規定変更認可申請コメント管理表

No.	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
保2-1	2023.07.19	【保2】審査会合資料】（保安規定 第19条）C-14が増加した理由が論点になるため、記載すること。	参考資料の内容を要約し、本資料に追加する。	2023.08.04	【保2】審査会合資料_R1】廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について	
保2-2	2023.07.19	【保2】審査会合資料】（保安規定 第19条）人為事象シナリオに対する影響に関し、ICRPの考え方に基づき放射線を3倍まで許容するとして線量評価値に変化はないとしているが、廃止措置終了後にすぐに掘削される保守的な設定としているのと同様に、掘削する範囲は6群Eピットを含めた放射線量が最も高くなる範囲で設定すべきと考える。ICRPの考え方の適用の妥当性は審査会合で議論になる。	人為事象の評価結果について、局所的に放射線濃度の高い場所を掘削した線量に見直し、基準線量(1mSv/y)を十分に下回り安全性に影響はない」と整理する。ただし、補足説明資料には、ICRPの考え方を適用すると申請書の評価値の代表性を損なうものではないことの記載は残す。	2023.08.04	【保2】審査会合資料_R1】廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について 【保2】埋設個別03_R1】1号埋設設備6群放射線量管理の変更に係る補足説明資料	
保2-3	2023.07.19	【保2】審査会合資料】（保安規定 第19条）線量評価に対するインベントリ変更の影響について、平常時評価（スカイシャインなど）や事故時評価等も含めて全体像を整理したスライドを追加すること。	線量評価結果の一覧表に全ての評価シナリオを示す。影響がないものは理由を注記で整理する。	2023.08.04	【保2】審査会合資料_R1】廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について	
保2-4	2023.07.19	【保2】埋設個別01】（保安規定 第19条）今回の変更では6群の放射線量が他より高くなるが、事業許可では平均的な管理をすることと整合してないように読めるので、記載内容を再検討すること。	区画別放射線量を超えないことを前提とした運用変更であり、区画別放射線量の変更がないことから、齟齬がないと整理する。	2023.08.04	【保2】埋設個別01_R1】事業変更許可との整合性に係る補足説明資料	